

### 3. 適用対象

本法律案は、効能を有するすべての食品(野菜・果物・魚介類・肉類等の生鮮食品、穀類・麺類・缶詰・レトルト・菓子・冷凍食品・乳製品・栄養補助食品等の加工食品)に適用する。

生活習慣病の予防及び改善は、日常の食事における食の効能活用が基本である。従って、食事として使用される飲食物は医薬品を除き全て適用対象となる。

### 4. 用語の定義

今後必要に応じて定義を定める。(ex 食の効能、予防、改善……………)

### 5. 表示制度

食品を生産、加工、製造及び販売する事業者は、次に掲げる表示事項を商品等に表示することができる。

この表示制度は、事業者の責任において実施することができる制度である。

#### (1) 栄養成分表示

① 栄養成分等の一般表示は、現行の栄養表示基準を継承する。ただし、脂質の表示については、総脂質量のほか飽和脂肪量、コレステロール量を、エネルギー量は、総エネルギー量のほか総脂質量由来のエネルギー量を、糖質については、総糖質量のほか食物繊維の量を表示する。

一般的栄養成分表示に加え、肥満等による心疾患、脳血管疾患等の予防・改善に資するため、脂質、エネルギー、糖質について新たな項目を表示する。

② 栄養強調表示(無〇〇、ノン〇〇、〇〇ゼロなど)については、現行の強調表示基準を継承する。

## (2) 注意表示

アレルギーの摂取制限、医薬品と食品の同時摂取による悪影響の可能性、特定疾患による摂取制限等の食の効能発現を減弱させる虞がある場合は注意表示をすることができる。

健康影響ではなく、食の効能発現に影響を及ぼすような場合に注意表示を行うものである。

## (3) 強調表示

次の強調表示(栄養素機能表示を除く。)に関しては、事業者の申し出に対して公的独立機関(仮称:食の効能評価委員会)が、食の効能評価法に基づき判定するものとする。

公的独立機関(仮称:食の効能評価委員会)は、内閣府内に設置される専門家から成る機関であって、その組織、権限等は別に定める設置法により規定する。また、審査、判定に不可欠な分析センターを所有することが必要である。

### ① 栄養素機能表示

栄養素が身体に及ぼす機能について、科学的事実が存在する場合には、その範囲の表現は自由に表示できるものとする。

教科書に取り入れられている栄養素の機能について、現行の栄養機能食品の表示制度のように、一般食品の表示を規制しているケースは国際的に見当たらない。

### ② 構造機能表示

個別の事前届出制により、機能の効果とメカニズムの証拠を表示することができる。

個別商品ごとに、公表される届出事項について事前に届け出て問題がない場合、疾病名は表示しないが当該食品等の機能について、その効果やメカニズムを証拠に基づき表示する。(現在の特定保健用食品の表示許可が該当する。)

### ③ 疾病予防表示

個別の事前届出制により、科学的証拠の程度を例えば次の3段階に区分し、各区分ごとに疾病予防等の表示を行うことができる。

#### A. 確実な証拠がある場合

例「食品〇〇は疾病〇〇の予防に効果があります」

「〇〇のような食事は疾病〇〇の予防に有効です」

#### B. ほとんど確実な証拠がある場合

例「食品〇〇は疾病〇〇の予防(リスク低減)の可能性が高い」

「〇〇のような食事は疾病〇〇の予防(リスク低減)の可能性が高い」

#### C. おおむね確実な証拠がある場合

例「食品〇〇は疾病〇〇の予防(リスク低減)の可能性がある」

「〇〇のような食事は疾病〇〇の予防(リスク低減)の可能性がある」

以上の如く、科学的証拠の程度を3段階に区分して評価しようとする考え方は、完全に科学で解明されていなくとも、証明の程度に応じてそれなりに評価しようという、いわゆるトランスサイエンス的発想を導入したものである。また、予防表示とリスク低減表示の表現の違いは、科学的証拠によって判断されることになる。

この表示制度は、承認や認可ではなく、あくまで事業者の届け出に基づいて実行できるが、届出事項は別に規定されることになる。届出に対して問題のない場合は受理番号等が与えられるので、この番号等を商品に表示し、これを公表することにより多くの問題解決が可能と考えられる。

なお、事前届出の期間は、届出事項の審査に要する期間を考慮して決定される。

### ④ 疾病改善表示

個別の承認制(食の効能評価委員会による判定)により、疾病の改善表示等を行うことができる。

例「食品〇〇は疾病〇〇の改善に有効です」

「〇〇のような食事は疾病〇〇の改善に効果があります」

疾病改善とは、すなわち疾病の治療に用いることができることを意味している。したがって、その効果については公的機関が承認し、保証することが適当である。

#### (4) 摂取量表示

##### ① 上限量表示

通常の摂取条件において、当該効能が効果的に発現できる上限量を表示することができる。

商品に上限量を表示することにより、消費者の経済的利便性を確保すると共に、事業者の自己防衛に資することができる。

##### ② 推奨量又は目安量表示

一般的な推奨量又は目安量を表示することができる。

上限量とは別に推奨量・目安量を表示し、消費者の利便に供する。

#### 6. 監視モニタリング制度

強調表示の届出が受理されている商品等の適正な流通を確保し、虚偽の表示を行っている商品を取り締まるために、効率的な監視、消費者モニタリング制度を創設する。

届出制であるので、その後の品質保証、表示事項の担保をどのようにするのが問題となる。これに対しては、消費者モニタリング制度を創設し、食の効能評価委員会(仮称)が公表する届出受理商品に関する情報に基づき、消費者モニターが市場の商品及び宣伝、広告等をチェックするシステムを構築する。

次に、このモニタリングシステムにより問題があると考えられるケースは、効率よく取締り機関に通報され、厳正な調査、分析等が実施されるなど、監視強化が図られる。

#### 7. 違反に対するペナルティー

表示違反等本法案違反に対しては、消費者保護の観点から厳正な行政処分及び罰則規定を設ける。

虚偽の表示をした場合、届出事項と異なる商品を製造販売した場合、虚偽の宣伝・広告をした場合等は、製造、販売等の禁停止、回収等の厳正な行政処分を実施する。また、悪質な場合は罰金刑、懲役刑を科す根拠を整備する。

これにより、本法案違反に対する抑止力とする。